

## 所有株式が上場株式に交換される際の取得原価

会社の会計実務に関する想定問答です。

### 《質問》

上場会社 P 社の 70%子会社である S 社の株式を、P 社の取引先である X 社が 1%所有しています。今般、X 社は P 社からの依頼により、当該 S 社株式と P 社株式との株式交換に応じます。

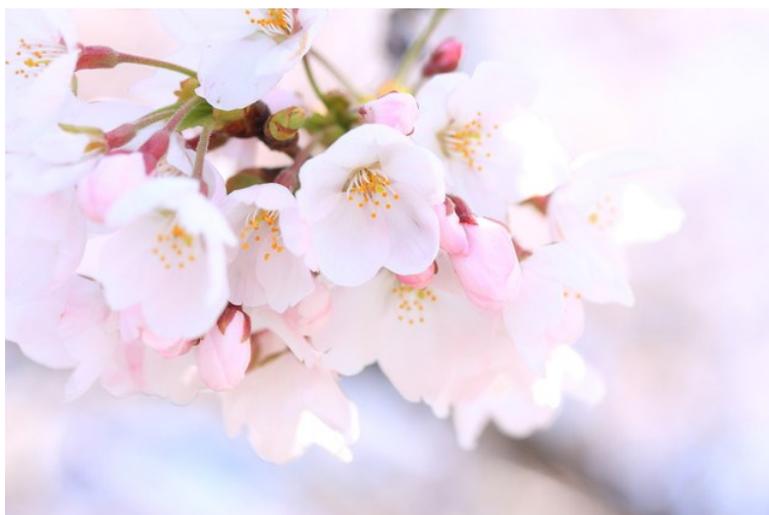
X 社において、P 社株式の取得原価はどのように考えるべきですか。

どうも、P 社は上場しているためその時価で評価することになれば、多額の利益が生じると思われます。

### 《回答》

事業分離等会計基準第 43 項には、以下のように規定されています。

「子会社や関連会社以外の投資先を被結合企業とする企業結合により、子会社株式や関連会社株式以外の被結合企業の株式が結合企業の株式のみと引き換えられ、結合企業が引続き、当該株主の子会社や関連会社に該当しない場合（その他有価証券からその他有価証券）、被結合企業の株主の個別財務諸表上、交換損益は認識されず、結合後企業の株式の取得原価は、引き換えられた被結合企業の株式に係る企業結合直前の適正な帳簿価額に基づいて算定する。」



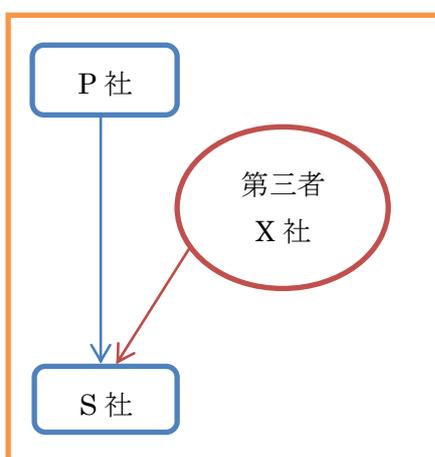
要するに、こういうことです。

X社は、**株式交換**によりS社株式を引き渡す代わりに、P社株式を受け取ります。この場合、会計上投資が清算されたと見ずに“投資の継続”に該当するため、適正な帳簿価額を基に**取得原価**を算定します。

つまり、S社株式の簿価をそのまま引き継ぎます。

ただし、X社の決算において、**其他有価証券**であるP社株式は時価をもって貸借対照表価額とします。(簿価と時価との差額は損益計上せず、直接「純資産の部」に計上します。)

#### 【株式交換前】



#### 【株式交換後】

